（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率
（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロの基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（注意）
１．この面は、共同住宅等又は複合建築物（複合建築物の非住宅部分の認定を除く。）に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
２．（略）
３．【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
⑴　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
⑶　「誘導ＢＥＩ」は、誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「誘導ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
⑷　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロの基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れて記載してください。
４．（略）

□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）
２．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
□外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）
冷房期の平均日射熱取得率
□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
（　　）

（注意）
１．この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
２．（略）
３．【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第三面の注意７のとおりとします。
「１．一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。
「２．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。
４．（略）